

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(平成29年 3月29日制定)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜井の里福社会（以下「当法人」という。）の定款第22条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（概ね週4日以上、役員等として専ら法人の経営に参画している者）については、報酬を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が理事会及び評議員会等に出席した場合には、別表4に定める通り費用を弁償する。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等及び非常勤の理事長への月額報酬の支給時期は、次の

各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬の支払については、毎月21日とする。ただし、その日が土、日祝祭日に当たるときは、その日の直前を支給日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が辞任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の調整)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	該当なし
専務理事	該当なし
業務執行理事	該当なし
上記以外の常勤理事	該当なし

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席（現に大学教授である者又はその経験者等の学識者である評議員）	30,000 円
評議員会への出席（上記以外の評議員）	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤（一律）	10,000 円

(2) 理事

役職名	役員報酬額
理事長	上限 月額 100,000 円
専務理事	該当なし
業務執行理事	該当なし
上記以外の理事	支給しない

	日額
理事会等会議への出席（外部理事）※1	30,000 円
理事会等会議への出席（理事長を除く上記以外の理事）	該当なし
上記の他、法人及び施設業務のための出勤（一律）	10,000 円

※1 外部理事とは、当法人の職員でない理事をいう。

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

別表 3 (職員給与との併給)

当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	該当なし
専務理事	上限 月額 100,000 円
業務執行理事	上限 月額 50,000 円
上記以外の理事	支給しない

別表 4 (非常勤役員等の費用弁償)

非常勤役員等が理事会、評議員会等へ出席した場合は費用を弁償する。

半径 20km 以内の場合※2	2,000 円
半径 20km を超える※2	4,000 円

※2 交通費の実費が上記の費用弁償額を超える場合には、その実費相当額を別途支払うことができる。